

内閣府

要望番号 1 8 2 「世界道路交通犠牲者の日」に国が積極的に慰霊祭を開催すること」に対する見解

政府においては、長年、4月6日から15日にかけて春の、9月21日から30日にかけて秋の全国交通安全運動を実施している。この運動は、国民の間に広く定着し、官民連携の下に幅広く取り組まれているところであり、中央大会等交通安全運動行事や交通安全関連行事の中で黙祷を行なうなど、交通事故被害者への哀悼の意を示しているところである。

「世界道路交通被害者の日」について、慰霊祭を行なうことは困難であるが、内閣府交通安全対策担当のホームページにおいて「世界道路交通被害者の日」を紹介することによりその周知を図っているところである。また、複数の交通事故被害者等の団体において、これにちなんだ取り組みが行なわれていることも承知しており、今後、このような取り組みが行なわれる場合には、その内容等について所要の検討を行なったうえで、必要に応じて協力してまいりたい。

別紙

世界道路交通事故被害者の日について
(World Day of Remembrance for Road Traffic Victims)

○ 国連総会における決議

2005年10月26日(平成17年)、国連総会において、「世界的な道路安全の向上」に関する決議(A/RES/60/5)がなされた。

全12項目のうち、第10項において、

「メンバー国及び国際社会は毎年11月の第三日曜日を、道路交通事故の犠牲者とその家族について確認する、道路交通被害者の追悼の日として認識するよう要請する。」

とされている。

(英文・抜粋)

Resolution adopted by the General Assembly

[without reference to a Main Committee (A/60/L.8 and Add.1)]

60/5. Improving global road safety

10. *Invites* Member States and the international community to recognize the third Sunday in November of every year as the World Day of Remembrance for Road Traffic Victims as the appropriate acknowledgement for victims of road traffic crashes and their families;

38th plenary meeting

26 October 2005